

関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する

チェックポイントへの回答

資源エネルギー庁
平成 27 年 4 月 21 日

【総論】

① 原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

○ 関西電力は、原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力について、それぞれ以下のとおり説明している。

(人件費)

- ・ 役員報酬については、平成 24 年 10 月から、社内役員で平均 25%の減額、平成 25 年 4 月からは、平均 60%の減額を実施してきたが、平成 27 年 1 月から、さらに 5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均 65%程度の減額を実施している。
- ・ 給料手当についても、基準賃金の約 5%の減額や賞与の支給見送りを実施している。
- ・ 保養所の全廃等により厚生費の削減にも取り組んでいる。
- ・ 顧問報酬については、年間で 1 億 4,000 万円から 4,000 万円程度に減少しており、今後も削減に努める。

(燃料費、購入電力料)

- ・ 原子力プラントの再稼働遅延に伴い火力燃料費や購入電力料が大幅に増加しているなか、姫路第二発電所のコンバインドサイクル発電方式への設備更新時期の前倒しや、卸電力取引所における取引量の増加による安価な電力購入のさらなる拡大等により、火力燃料費や購入電力料の低減を図っている。
- ・ 前回の料金改定での LNG および石炭購入価格の査定については、今回の電気料金に効率化として織り込んでいるが、今後も、燃料調達先・価格指標の多様化など、安価な燃料調達に努める。

(設備投資関連費用)

- ・ 競争発注の拡大、設計・仕様の見直し、価格調査のさらなる充実といった調達価格の削減、ならびに設備余寿命診断技術の向上による最適な改修時期の見極めに基づく工事実施時期見直し、新工法等の採用による建設費抑制といった工事内容の見直しにより、設備投資関連費用の低減を図っている。

(修繕費)

- ・ 競争発注の拡大や設計・仕様の見直しといった調達価格の削減、競争発注の活用等によるスマートメーターの価格低減、工法見直し等により、修繕費の低減を図っている。

(諸経費)

- ・ 諸経費等について、調達価格の削減、業務内容・委託内容の見直しを図っている。
- ・ また、CMや新聞広告等に係る費用の削減、PR施設運営費用の削減、お客さま対応に係る活動内容の見直し等に取り組むことにより、普及開発関係費の削減に努めている。
- ・ 電気事業に係る研究開発についても、研究内容の厳選、研究成果の他電力会社との共有化を図ることに加え、研究計画の抜本的な見直し等により、研究費の削減

に努めている。

(資産売却)

- ・不動産については、事業所の統廃合や社宅・寮の廃止により生み出された土地など、電気事業ならびに当社グループの成長に資することが見込まれない資産は、積極的に売却を進めている。
 - ・有価証券については、事業運営上の必要性、地域社会発展への寄与、グループ全体の企業価値や事業運営上の観点から、長期保有を原則として株式を保有しているが、保有意義が乏しいと判断した株式については、市場動向も勘案のうえ売却を進めている。
- こうした取組みにより、「平成25年度、平成26年度とも、一部の費目については、査定額を吸収するには至らなかったものの、他の費目も含めた経営全般にわたる効率化により、効率化額全体では、平成25年度は1,833億円、平成26年度は2,688億円と、効率化計画を上回るとともに査定額についても吸収することができた。」としている。
- また、「平成27年度は2,832億円の効率化に取り組み、目標額を477億円上回り、効率化計画および査定額について、費目別にも達成する見通しである。」「資産売却等について、これまで可能なものについては売却等を進めてきたが、今回改めて売却等の可否について検討し、200億円相当の売却を行なうこととした。」としている。
- 電気料金審査専門小委員会の査定方針案（以下「査定方針案」という）においては、以下のとおりとしている。（以下、【経営効率化】⑧～⑩、【料金体系】⑱において同じ。）
- ・前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。当該支出は、原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
 - ・関西電力からは、第20回小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。コスト削減において依然として一部未達となっていること、役員報酬の削減や保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえつつ、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにし、それを確実に実施することを求める。

(査定方針案該当箇所：P22)

【燃料費、購入電力料等】

② メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

○ 関西電力はメリットオーダーを徹底するための方策について、それぞれ以下のとおり説明している。

(水力発電)

- ・設備保安上必要な補修は実施しつつも、設備毎に劣化診断を行い、機器取替周期の延伸や水車発電機オーバーホール周期の延伸、土木設備の点検周期の延伸により補修量を削減し、計画停止を低減することで、安価で環境特性に優れた水力発電量の増加を織り込んでいる。
- ・一方、至近年のゲリラ豪雨の増加や台風被害の発生により、計画外停止については、増加する結果となっている。

(火力発電)

- ・姫路第二発電所の設備更新工事を前倒しすることにより、高効率なLNGコンバインドサイクルの発電量を増加させている。
- ・原子力プラントの再稼働遅延に伴う供給力減少を補うべく、設備保安上必要な補修は実施しつつも、災害規定適用を前提に定期点検を繰り延べるなど、可能な限りの供給力確保に努めている。
- ・また、定期点検を計画するにあたっては、作業手順の最適化や昼夜作業を織り込むことで最大限の補修日数短縮化を図っている。

(新エネルギー)

- ・太陽光発電については、固定価格買取制度の導入に伴い、至近年で大幅に増加しており、今回の申請原価においては、その増加傾向を反映している。
- ・風力発電については、発電事業者の計画中止により、また廃棄物発電について、入札による新電力への供給切替により、それぞれ前回から減少している。
- ・この結果、新エネルギーの受電電力量全体では、前回から22億kWh程度増加している。

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

(揚水発電)

- ・関西電力は、供給力の想定に当たって、まず自社電源である揚水発電の最大限の活用を織り込んだ上で、なお不足する供給力について、他社からの購入を織り込んでおり、結果として、揚水発電の電力量が大幅に増加している。
- ・メリットオーダーの徹底、ひいては需要家負担の最小化という観点からは、自社電源のみならず、他社調達も含め最も安価な電源から最大限活用すべきであり、関西電力においては、自社の揚水発電より安価な他社からの調達をまず最大限追求することを求めるべきである。
- ・このため、少なくとも、揚水発電による発電電力量の増分（前回認可発電量（3ヶ年平均）からの増分）については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額すべきである。
- ・その際、当該電力量が織り込まれている時期に応じて単価は変動すると考えられること、織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であると考えられることから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参照することが適当である。また、相応の電力量の調達を求めることとなり、同水準での調達は困難であると考えられることから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格とすることが適当である。

(石炭火力発電)

- ・関西電力は、石炭火力について、前回認可時の想定に比べ、補修日数の増加を織り込んでおり、結果として、発電単価の低い石炭火力発電量が減少している。
- ・原子力発電所の再稼働時期が前回認可時の想定よりも遅れ、供給力の確保が求められる中、石炭火力発電所の定期点検の繰延べについては、やむを得ないところも認められる。他方、どのタイミングで補修を行うかは事業者による経営判断の余地があり、定期点検の繰延べが結果的に今般の電気料金の値上げ要因となることに関して、その全てが無条件に事業者には帰責できないものであるとは認められない。
- ・補修日数について、平成 25 年度、平成 26 年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成 27 年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成 25～27 年度の 3 ヶ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可（3 ヶ年平均）と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきである。
- ・このため、上記の考え方にに基づき、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。
- ・なお、現に定期点検等を実施するに当たっては、安定供給・安全の確保に万全が尽くされることは当然のことであり、関西電力においては、それを大前提としつつ、作業工程の効率化など、もう一段の努力が求められる。

(水力発電)

- ・自流式の計画発電電力量は、可能発電電力量から計画停止電力量、計画外停止電力量による減少分を控除して算定される。
- ・関西電力は、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等による計画外停止の増加を織り込んでおり、その分発電電力量が減少している。
- ・今般の値上げ認可申請の理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、計画外停止の増加は認めない。
- ・これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。

(新エネルギー)

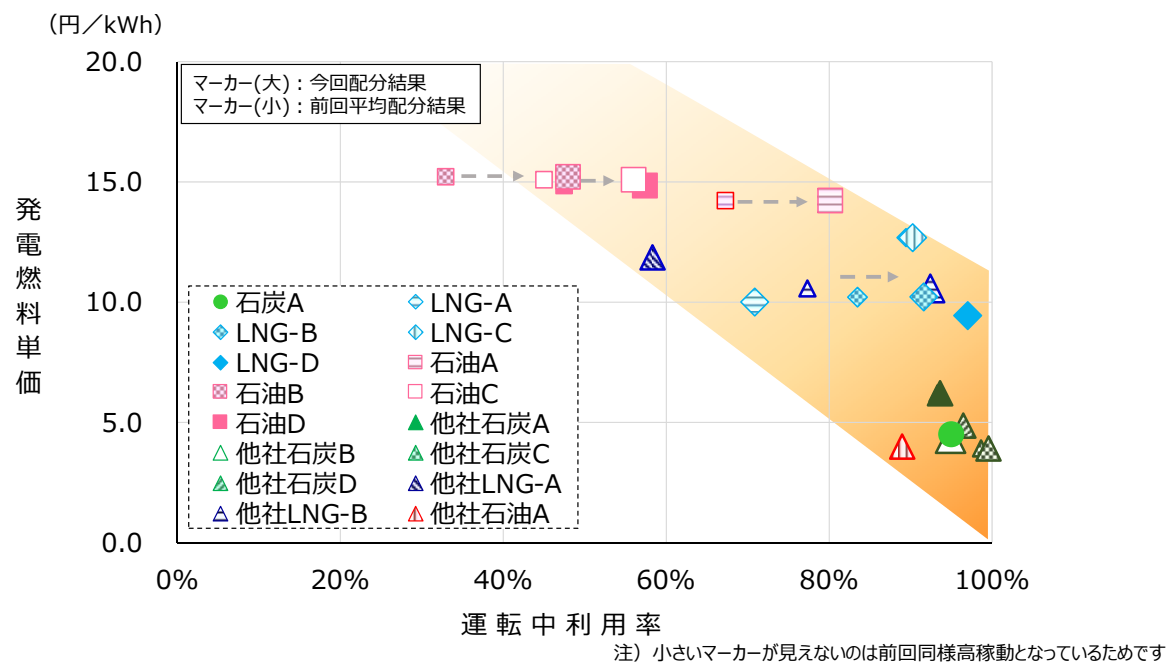
- ・関西電力は、新エネルギーについて、直近実績を踏まえて織り込んでおり、前回認可時の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては電力量が増加しているものの、風力発電については申込事業者事由による計画の中止により、廃棄物発電については売電主体の入札の結果に伴う契約の切替えにより、それぞれ電力量が減少している。
- ・今般の値上げ認可申請理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、風力発電、廃棄物発電の電力量の減少は認めない。
- ・これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。

(査定方針案該当箇所：P29、P30、P31、P32、P33)

③ 自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

○ 関西電力は「発電燃料単価の安い火力機を最大限活用するメリットオーダーの考え方に基づき、供給電力量を配分した結果、前回と同様に燃料単価の安い石炭およびLNGは可能な限り高稼働となっており、さらに石油火力の稼働が大きく上昇している。」としている。

◇メリット・オーダーによる供給電力量の配分結果について（第21回電気料金審査専門小委員会資料6-2）



○ 査定方針案においては「他社購入電力の一部において、他の銘柄よりも相対的に安価であり、近年の実績電力量が恒常的に計画電力量を上回っているものを確認した。今回の申請においては、最新の補修工程や試運転計画に基づき計画電力量を算定しているが、安価な電源を最大限活用するという観点から、至近の実績を踏まえて計画電力量を再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。」としている。

(査定方針案該当箇所：P44)

④ 燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。

○ 関西電力は燃料費、購入電力料の単価引下げの努力について、それぞれ以下のとおり説明している。

(燃料費：原油)

- ・石油火力発電所は需給変動対応の要であるため、2つの原油調達ルート（取引先手配/自社手配）を構築し、供給安定性と調達柔軟性を高めるとともに、2つのルートを有することが諸経費を含めた価格面での牽制材料となり、ルート間での価格競争を促している。
- ・価格のうち大宗を占める原油代は、基本的に産油国の政府公式価格を基準として決定するため、価格低減の余地が限定的となるが、当社は使用可能な原油の銘柄を多様化することで、更なる経済性を追求している。

(燃料費：LNG)

- ・市況緩和時の入札により、売主間の競争を促進することで調達価格の低減に取り組んでいる。今後も、市況に応じて機動的な入札を実施していく。
- ・契約先との粘り強い交渉、委託範囲の見直し等により、LNG輸入代行手数料について、現行料金に反映している経営効率化からの更なる削減に取り組んでいる。今後も手数料削減に向けた交渉を継続していく。
- ・市況緩和時にはボリュームメリットを活用した交渉が有効な場合もあることから、海外買主との共同調達により、調達価格の低減に取り組んでいる。今後も、共同調達が有効だと判断される場合には、積極的に活用していく。
- ・スポット市況（JKM）は、国際的な需給状況の変動に応じて、JLCに対してプラス・マイナス双方に大きく振れる傾向にあり、先行きがどうなるかは見通せない状況であるが、市況の動向を踏まえながら、機動的なスポット調達を行うことで、コスト低減に努めている。

(燃料費：石炭)

- ・シェールガス増産による米国内石炭需給緩和局面を捉え、他社との連携を通じ、ボリュームメリットを活用した共同調達を実施することで、更なる経済性の向上に取り組んでいる。
- ・発電所運用に支障を来さない範囲で、豪州炭を「スペック炭」に順次切り替えていくことで、調達価格の低減に取り組んでいる。「スペック炭」とは、契約上の性状範囲内で、複数の銘柄を混ぜて作られるものであり、銘柄を指定しないことから、従来より割安な調達が可能となる。

(購入電力料)

- ・他社電源・自家発等の固定費削減や、卸電力取引所における取引量の増加による安価な電力購入のさらなる拡大により、火力燃料費や購入電力料の低減を図っている。

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

(燃料費)

- ・昨今、原油価格が大幅に下落している点に留意し、まず、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。（ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3～5カ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。）

- ・その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、燃料調達価格について、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきである。
- ・具体的には、市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の可能性が生じていることも考慮しつつ、各種燃料の追加調達単価について、調達単価が最も低価格なもの（いわゆるトップランナー価格）を原価織込価格とすべきである。
- ・なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適当である。その際、前提条件が明らかに異なる価格を選定することにより燃料費調整制度を通じた還元と重複することがないように、留意すべきである。
- ・原価織込価格の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。
- ・また、関西電力は、燃料上流事業への参画拡大や共同調達の拡大等を行うとしているが、原価算定期間内に留まらず、将来的な燃料費削減につながるような戦略的な取組を行い、最大限、経済性を追求することが求められる。

(購入電力料)

- ・火力燃料費と同様に、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3～5ヶ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)
- ・その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきである。
- ・このため、他社短期調達の電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力（連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力）を求め、これを料金原価から減額すべきである。
- ・他の電力会社の調達実績については、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。

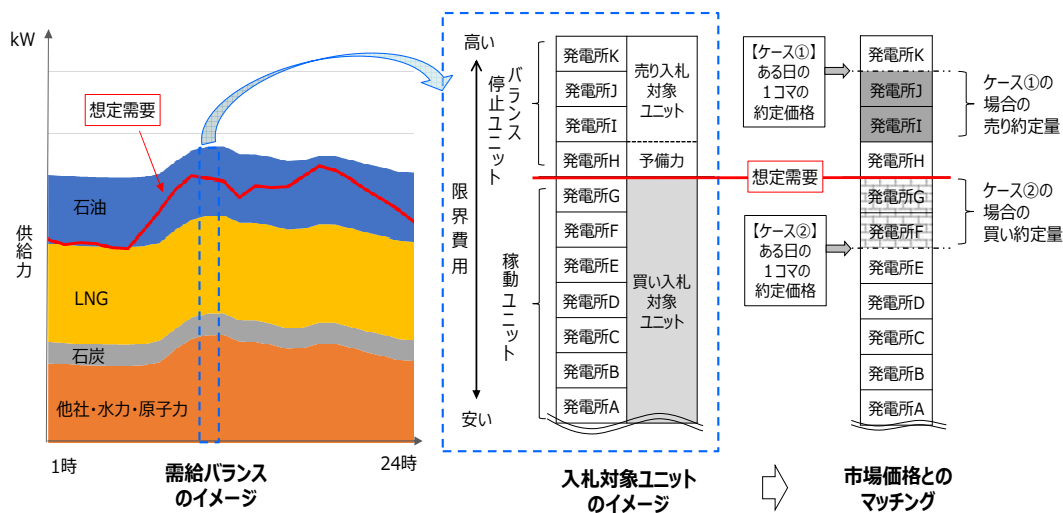
(査定方針案該当箇所：P36、P48)

⑤ 卸電力取引所の活用による単価引下げの効果を原価に適切に織り込んでいるか。

○ 関西電力は「卸電力取引所取引については、これまでの査定方針を踏まえたマッチングシミュレーションに基づき算定している。」としており、具体的には「電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中の発電所ユニット毎の限界費用を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込んでいる」としている。

◇卸電力取引所のマッチングシミュレーションについて（第21回電気料金審査専門小委員会資料6-2）

- 平成27年度における各月毎の代表日（平日および休日）において、発電所ユニット毎の限界費用に基づいて稼働およびバランス停止ユニットを決定した上で、入札対象ユニットを選定しております。
- 市場価格については、平成25年度下期および26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用しております。
- 両者をマッチングさせ、売りおよび買いの約定量、約定額を算定しております。
- マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮しております。



- 査定方針案においては以下のとおりしている。
 - ・今回の申請においては、直近の査定方針を踏まえて、平成25年10月から平成26年9月の約定価格とマッチングさせた場合の売り・買いに係る約定量及び約定額を想定している。しかしながら、卸電力取引所取引については、燃料費調整制度の対象となっていないため、その後の燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないことを確認した。
 - ・このため、以下の考え方に基づいて、昨年後半以降の原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に料金原価に反映することが適当である。
 - ・石油ユニットの限界費用は、原油価格と同程度に下がると考える。
 - ・一方、約定価格は、原油価格の変動のほか、原子力発電所や水力発電所の稼働状況、天候の予想などの影響を受けると考えられ、原油価格の下落がそのまま反映されるとは言い切れないため、原油価格と同程度ではなく、直近の卸電力取引所取引における約定価格（24時間平均）の実績と同程度に下がると考える。
 - ・具体的には、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、これに買い約定額、売

り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額から変動額として、それぞれ料金原価に反映すべきである。

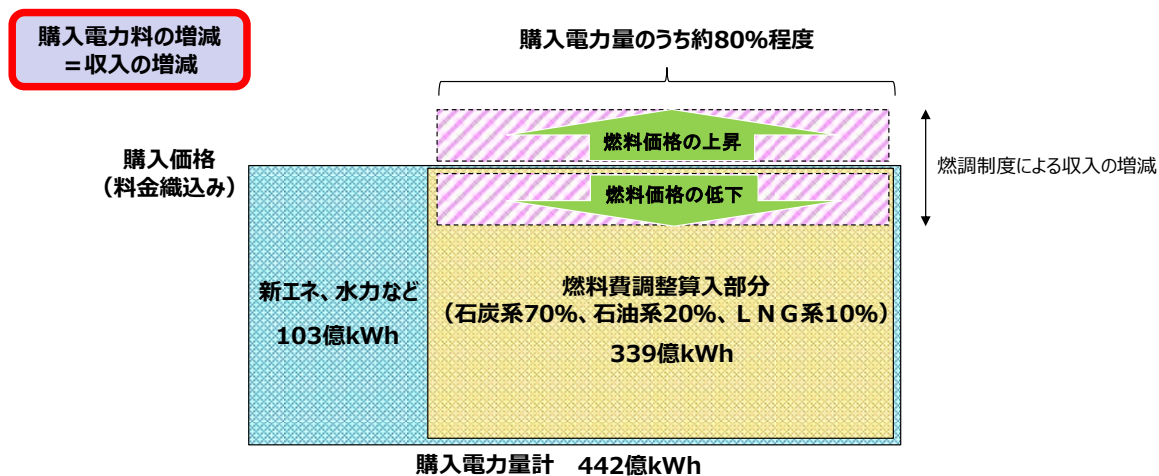
- ・その際、下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間については、燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグを勘案し、「3ヶ月」とすることも考えられるが、原油価格の下落という構造的な変化が明確に現れ始めた時期が昨年秋頃であることから、「6ヶ月」とすることとする。また、買い・売りそれぞれの約定量については、申請に織り込まれている数量から変動しないものとする。

(査定方針案該当箇所：P46)

⑥ 購入電力料に関して、最近の原油価格下落による費用削減効果を原価に適切に織り込んでいるか。

- 関西電力は「購入電力料の中には、燃料価格の変動に伴い、電力量料金単価が変動する契約が多数あるため、そういった契約については、自社の火力燃料費と合わせて、燃料費調整制度に組み込んでいる。燃料価格が下落し、当社の火力燃料費や購入電力料の電力量料金単価が下落する場合、その減少部分については、毎月の燃料費調整を通じて、自動的にお客さまにお返しすることとなる。」としている。

◇購入電力料と燃料費調整制度の関係について（第21回電気料金審査専門小委員会資料6-2）



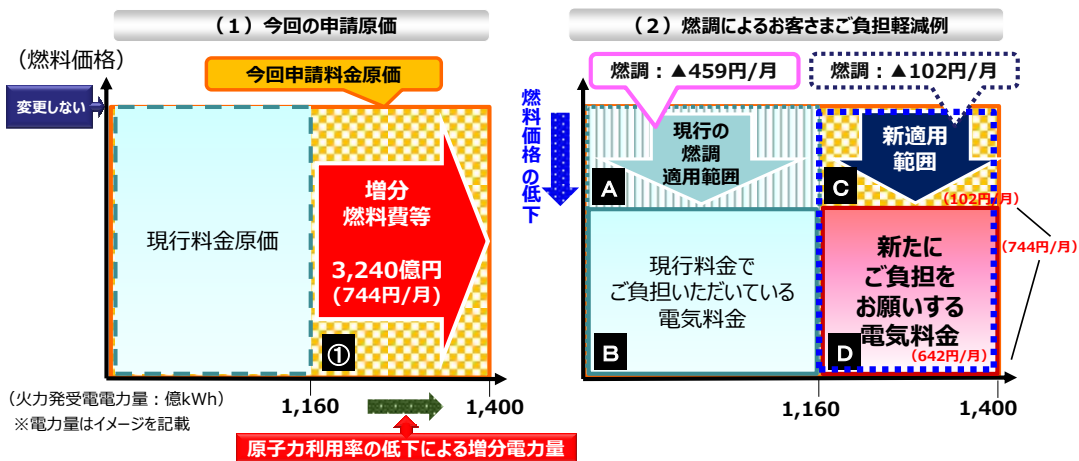
- 査定方針案においては上記④（購入電力料）のとおり。

(査定方針案該当箇所：P48)

⑦ 今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の関係を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

- 関西電力は「今回の料金値上げは、電源構成変分認可制度に基づくものであり、原子力再稼働遅延に伴う増分燃料費等について値上げをお願いするものである。＜下の左図：①（3,240億円）および右図：C+D（744円/月）に相当＞、至近の原油価格の大幅な下落傾向については、一定のタイムラグがあるものの、毎月の燃調を通じて、自動的にお客さまにお返しすることになる。＜下の右図：A+Cに相当＞、仮に至近の原油市況などを踏まえ、一定の仮定を置いて燃料費調整額を想定した場合、A+Cの部分で561円/月の軽減となるので、お客さまの実質的なご負担は、744円/月から183円/月程度に軽減されることになる。」としている。
- また、「本内容については電気料金審査専門小委員会で説明するとともに、説明資料及び同様の疑問に対する回答について自社のホームページに掲載することで、消費者に対する情報提供を行なっている。」としている。

◇燃料価格変動影響とお客さまご負担の関係について（第21回電気料金審査専門小委員会資料6-1）



	換算係数	(1) 今回申請原価	(2) ご負担軽減例
原油	0.3066	52,519円/kl (105.9\$/b)	40,003円/kl (53\$/b)
LNG	0.2858	71,841円/t (17.6\$/mmbtu)	55,891円/t (9\$/mmbtu)
石炭	0.4235	10,039円/t (127.3\$/t)	9,000円/t (75\$/t)
為替レート		78.9円/\$	120円/\$

- 査定方針案においては上記④のとおり。

(査定方針案該当箇所：P36、P48)

【経営効率化】

⑧ 費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。

- 関西電力は「当社はこれまで、現行の電気料金に反映している効率化計画は費目別に達成し、査定額は費目毎に吸収するのではなく、経営全般にわたる効率化によ

り全体で吸収するべく最大限の効率化に取り組んできた。その結果、平成25年度、平成26年度とも、一部の費目については、査定額を吸収するには至らなかったものの、他の費目も含めた経営全般にわたる効率化により、効率化額全体では、平成25年度は1,833億円、平成26年度は2,688億円と、効率化計画を上回るとともに査定額についても吸収することができた。なお、平成27年度については、2,832億円の効率化に取り組み、目標額を477億円上回り、効率化計画および査定額について、費目別にも達成する見通しである。」としている。

◇査定方針への対応状況について（第21回電気料金審査専門小委員会資料4）

<人件費>

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
役員報酬は、国家公務員指定職の水準（1,800万円/人）	3	4	▲1	4	4	▲α	平成25年4月から平均60%減の2,100万円/人、27年1月から1,800万円/人へ引下げが未達成。
1人当たり給与水準は、627万円	21	91	▲71	0	89	▲89	
退職給付水準は、▲400万円程度/人	0	12	▲12	0	12	▲12	査定方針の水準までは引下げておらず、未達成。なお、他の費目も含めた経営全般での効率化により、全体では達成。
健康保険料の会社負担割合は、平成27年度末に53%台	0	2	▲2	0	2	▲2	
持株会奨励金は、原価不算入	1	1	▲1	1	1	▲1	
その他	1	2	▲1	1	2	▲1	顧問報酬の支給等により、未達成。
合計	26	113	▲87	6	111	▲106	

<燃料費・購入電力料>

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
燃料調達価格の削減（LNG価格、石炭価格）	32	44	▲12	253	56	197	平成25年度は調達価格の低減に努めたものの、スポット市況高騰の影響等もあり未達成。
購入電力料の削減（調達価格の削減、卸電力取引所取引の活用）	146	47	99	245	42	204	他社電源、自家発電等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	178	91	88	498	98	400	

<設備投資関連費用>

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	31	▲31	0	29	▲29	空管路や空回線等の稼働設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
調達価格のさらなる削減等（効率化深掘り等）	45	3	43	36	5	32	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	45	33	12	36	33	3	

<修繕費>

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	10	▲10	0	10	▲10	空管路や空回線等の稼働設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
スマートメーター単価のさらなる削減	0	20	▲20	42	25	17	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
調達価格のさらなる削減等（効率化深掘り等）	245	23	222	251	26	225	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	245	53	193	293	60	232	

< 諸経費 >

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	7	▲7	0	7	▲7	空管路や空回線等の稼働設備を査定されていることから、固定資産税等の費用計上は避けたい。
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	45	75	▲30	42	74	▲32	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格のさらなる削減等（効率化深掘り、原価変動による影響等）	78	43	35	81	44	37	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	123	124	▲1	123	125	▲2	

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑨ 役員報酬などの人件費削減について、平成25年度実績及び平成26年度の見込みでは査定額の水準まで達成していないが、平成27年度において、平成25年度～平成27年度の3か年平均で達成すべく、更なる削減に取り組むための計画を明確に説明しているか。

- 関西電力は「役員報酬については、平成24年10月から、社内役員で平均25%の減額、平成25年4月からは、平均60%の減額を実施してきたが、平成27年1月から、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%程度の減額を実施している。なお、平成25年度と平成26年度における査定後の1人当たり平均1,800万円との差額分については、平成27年度の効率化に織り込み、経営全般で吸収したいと考えている。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑩ 健康保険料の事業主負担割合について、平成27年度末に53%台までの引下げを達成するための方法を明確に説明しているか。

- 関西電力は「現在、健康保険組合において、事業主負担割合のみならず、全国の健康保険組合が抱える納付金負担による財政悪化等の各種課題について検討をしておりますが、可能な限り早期に、改定したいと考えている。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑪ 消費者に大幅な負担増を求めるに当たり、原価に算入されていない顧問関連の経費の必要性について、消費者の理解を得るための説明を行っているか。また、更なる削減の努力を行う計画はあるか。

- 関西電力は「顧問は、経営全般や専門的立場から意見・助言をもらう等、必要に応じて委嘱している。顧問報酬については、年間で1億4,000万円から4,000万円程度に減少しており、今後も削減に努めていくが、原価との差額については、経営全般

の効率化の中で吸収したいと考えている。顧問関連費用については、役員や他の経営幹部等と同じく、業務遂行上必要に応じて支出している。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑫ 競争入札比率について、平成27年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。

- 関西電力は「平成26年度上期の競争発注比率は28%であり、平成23年度の15%からほぼ倍増している。引き続き、「新規取引先参入の促進」「事前価格調査方式」「順位配分競争」等の方策に加え、競争不能分を含む残りの件名においても、「分離発注」「部分競争」等の様々な工夫を行い、平成27年度30%の達成と、更なる競争発注比率拡大に努めていく。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑬ 修繕費について、緊急避難的な繰延べなどにより効率化を進めるとしているが、結果的に繰延べによりかえって修繕費用が過大になることはないか。また、繰延べの範囲と金額及び繰延べによる節約分を何の費用に充てているかについて明確に説明しているか。

- 関西電力は「持続可能な効率化の取組みに加えて、修繕工事などについては、安定供給に支障のない範囲で緊急避難的な繰延べを実施しており、平成25年度は822億円、平成26年度は1,021億円となっている。また、平成25年度および平成26年度について実施した緊急避難的な繰延べにより、この間は一定程度の収支改善効果があったものと考えているが、今後は収支の状況に応じて、繰延べた費用を支出してまいりたい。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P 22)

⑭ 普及開発関係費等の削減の主な取組として、PR施設の一部休館などを挙げているが、更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。

- 関西電力は「主な取組み内容として、平成25～26年度については、節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等の削減、PR施設の一部休館、運営費用の削減、お客さま対応に係る活動内容の見直し、節電・省エネ関連の各種お客さま説明ツールの削減等により普及開発関係費の削減に取組み、平成27年度については、さらなる削減の徹底等に取組む。」としている。

- 査定方針案においては上記①のとおり。

(査定方針案該当箇所：P22)

⑮ 寄付金、団体費等の諸経費等について、更に削減できる余地はないか。

- 関西電力は「平成25～26年度については、寄付金や団体費の削減等（支出のとりやめ、減額）、出張旅費や通信運搬費の徹底した削減等に取り組み、平成27年度については、これまでの取組みを継続・拡大する。」としている。
- 査定方針案においては上記①のとおり。

（査定方針案該当箇所：P 22）

⑯ 資産（本社・営業拠点の土地・建物、有価証券等）の売却、グループ会社の再編・統廃合、グループ会社に留保されている利益剰余金の取崩し等について、更なる取組の余地はないか。電気事業の遂行に直接的な関係を有しない資産の売却の余地はないか。

- 関西電力は資産売却については「電気事業ならびに当社グループの成長に資することが見込まれない資産は、積極的に売却していく。なお、本店ならびに支店・営業所には、変電所など、電気事業に必要な不可欠な設備が存在しており、売却した場合、安定供給に支障をきたす恐れがあるため、売却は困難であると考えている。」としている。
- グループ会社の再編・統廃合については「当社グループは、平成16年度と平成17年度に、電気事業の基盤をサポートする関係会社を中心とした大規模な会社再編により、発電設備や電力流通設備の工事を行う関係会社29社について、分野・機能別に12社に統合している。その後も、平成24年には情報通信分野の関係会社の統合（ケイオプティコムへのケイキャットの吸収合併）、平成26年には総合エネルギー分野の関係会社の統合（関電エネルギーソリューションへの関電エネルギー開発の吸収合併）を実施し、さらには関電不動産グループとM I Dグループの統合を準備している。」としている。
- グループ会社に留保されている利益剰余金の取崩し等については「当社の厳しい収支状況を踏まえ、昨年度から、関係会社の配当性向を上積みして配当を受け取るなどの取り組みを実施しており、今後も、可能な範囲で関係会社の利益剰余金の取崩し等による配当の増加についても検討していきたいと考えている。」としている。
- 査定方針案においては上記①のとおり。

（査定方針案該当箇所：P 22）

【販売電力量】

⑰ 自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行っているか。

- 関西電力は「今回の値上げにより競合他社との価格競争力は低下しますが、サービスの向上に努めるなど、今後もお客さまに当社をお選びいただけるよう最大限努力してまいります。また、当社としては、安全性が確認された原子力プラントの1日も早い再稼動に全力を尽くすとともに、一層の経営効率化を徹底することで、電気料金の引き下げを行い、低廉な電気料金水準の実現に努めてまいりたいと考えている。」としている。

【料金体系】

⑱ 消費者が電気料金を節約できるメニューについて、前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。

- 関西電力は「当社は、従来より選択約款を拡充することでお客さま選択肢の拡大に努めており、負荷移行の促進等を目的とした様々な料金メニューをお選びいただき、電気の使い方を工夫いただくことで、お客さまの負担軽減につなげていただくことができる。」としている。
- また、「ご契約メニューの変更によるメリット額（目安）を簡易にご試算いただけるよう、当社ホームページに「ご契約メニュー変更シミュレーション」を設置するとともに、WEBを活用した省エネの幅広い情報発信やお電話によるお問い合わせへの対応、またお客さまのご要望に応じてご訪問による省エネコンサルティングも実施しております。これらの取組みにつきましては、検針時に配布している値上げに関するご説明チラシ等において、幅広くお知らせしている。」としている。
- 査定方針案においては「値上げの影響緩和の対策として、需要家が電気の効率的な使用により、電気料金の削減を図ることができるよう、季時別電灯PSなど活用できるメニューの周知、説明への取組を充実させていくべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P 66）

⑲ 大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置の方策が具体的に検討されているか。

- 関西電力は「効率化の深堀り成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたいと考えている。」としている。
- 査定方針案においては上記①のとおり。

（査定方針案該当箇所：P 22）

⑳ 三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

- 関西電力は「今回の申請は、電源構成の変動に伴う燃料費の増加等を電気料金に反映するためのものであり、値上げ後の電力量料金単価については、電気のご使用量に対応する現行の電力量料金単価に加算単価を一律に上乗せしたものであるとしているが、引き続き電力量料金単価に格差を設けていることから、3段階料金制度の趣旨を損なうものではないと考えている。」としている。
- 査定方針案においては「今回の申請においては、電力量料金を一律して上乗せするとされているが、これは3段階料金の趣旨を損なうものであるとまでは言えない。」としている。

（査定方針案該当箇所：P 65）

【財務状況】

② 純資産の毀損を回避するために、渴水準備引当金の取崩しの許可申請を行う余地はないか。

- 関西電力は「渴水準備引当金は、豊水時における燃料費低減メリットを積み立て、渴水時に取崩すことにより、気象条件による収支変動を緩和するためのものであり、目的外を取崩しを行うことは考えていない。」としている。
- なお、渴水準備引当金は、河川の流量の増減によって生じる電気事業者の経理の変動を防止するために、電気事業法第36条において積立てを命じており、特別の理由がある場合において、経済産業大臣の許可を受けた時を除き、目的外での取り崩しはできない。

【今後の料金値下げ】

② 今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとられているか。また、想定どおりの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げること確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、高浜3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。

- 関西電力は「高浜発電所3、4号機の再稼働が料金の前提より早まった場合や、高浜発電所3、4号機は前提通りの再稼働であっても、大飯発電所3、4号機の再稼働が平成27年度中となった場合など、前提より早期の再稼働が実現し、燃料費等が削減できる場合には、料金値下げを行いたいと考えております。再稼働後の具体的な値下げ時期等については、北海道電力の再値上げ時に示された認可条件を踏まえ、検討してまいりたいと考えている。」としている。

- 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

(1) 基本的な考え方

- ・ 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。
- ・ 今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。
- ・ 値下げの具体的な内容については、以下のとおり考えるべきである。

(参考) 申請の前提

- ・ 今回の関西電力の申請においては、高浜原子力発電所3号機が平成27年11月30日に、4号機が平成27年11月9日にそれぞれ再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されて

いる（大飯原子力発電所が原価算定期間内に再稼働することは想定されていない。）。

(2) 再稼働時期（※）と値下げ実施時期との関係（※）原則として営業運転開始時

①原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

- ・ 想定よりも高浜原子力発電所各号機の再稼働が早まった場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。仮に1基のみが想定より早く再稼働し、残りの1基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的であっても、燃料費等の追加費用が、今回の認可時における追加費用の想定を下回ることが明らかな場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
- ・ 原価算定期間内に値下げを行う場合、速やかに値下げを行う必要性、値下げ率の計算や事務手続等を鑑み、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。
- ・ また、原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後は、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限に織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

②原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

- ・ 原価算定期間内に想定よりも遅れて高浜原子力発電所が再稼働した場合、原価算定期間内に値下げを行うことは求められないことが原則であるが、原価算定期間終了後には再稼働を前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきである。

③原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

- ・ 原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。
- ・ この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

④大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

- ・ 今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記①から③までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方にに基づき、値下げを行うべきである。

(3) 値下げ率

- ・ 再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。
- ・ したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。
- ・ なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも一昨年（平成25年）改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

- ・ 値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

（査定方針案該当箇所：P69、P70、P71）

②③ 原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

○ 関西電力は「今回の値上げにあたっては、高浜発電所3、4号機について平成27年11月から再稼動する前提としている。仮に前提よりも再稼動が遅れた場合、平成27年度については、厳しい収支状況になることが予想されるが、費用の繰り延べなど一過性の収支改善措置を講じることで、何とか料金を維持したいと考えている。しかしながら、長期に不稼動となる場合、最大限の効率化努力を講じて、企業としての存続が危ぶまれる事態になることも考えられ、その際には総合的な判断が必要と考えている。」としている。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

②④ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方、コスト（原子力発電に関して直接電気料金に含まれない社会的費用を含む。）の負担は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、電力自由化も踏まえ十分な検討と説明・情報提供をすることになっているか。

○ 関西電力はエネルギー政策、コストについて「当社としても、わが国のエネルギー自給率が5%という極めて低い実情等を踏まえると、エネルギー源の多様性確保が重要と考えており、安全確保を大前提に、しっかりと原子力を活用していくことも含め、国のエネルギー政策に貢献してまいりたいと考えている。また、原子力の発電コストは、平成23年のコスト等検証委員会報告書によると、仮に事故費用の増加を考慮したとしても、他の電源に比べて遜色がないとされている。」としている。

○ 再生可能エネルギーの使用拡大については、「当社は再生可能エネルギーの受入れ拡大に取り組むとともに、関西電力グループを挙げて太陽光や風力発電等、再生可能エネルギー発電の開発に取り組んでいます。具体的には、若狭高浜太陽光発電所や、舞鶴発電所でのバイオマスの混焼、グループ会社による淡路風力発電所、愛知県田原市での田原4区風力発電所などに取り組んでおり、今後もグループ一体となって、再生可能エネルギーの普及・開発に努めてまいりたい。」としている。再生可能エネルギーに関する消費者への情報提供については、「現在、当社ホームページにおいて、再生可能エネルギー導入をご検討されている事業者さまの予見性を高めていただくことを目的に、当社供給区域内における再生可能エネルギー発電設備の連系済および接続申込済の設備容量、また設備認定量と昼間最低需要を公表している。現時点において当社は、設備認定量が昼間最低需要を超過するおそれがなく、事業者さまからの接続申込に対しては、連系に向けた受付を行っているため接続可能量については算定していない。今後も、適宜情報提供を行い、再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう取り組んでまいりたい。」としている。

以上